プラタナス共済見舞金請求・祝金申請チェック表請求(申請)する前に必ずご確認ください!

見舞金・祝金を請求(申請)される方は、下記の項目にチェックの上、ご請求(申請)ください。

見舞金	祝金	請求チェック項目	補足説明	会議所使用欄
YES	YES	プラタナス共済の加入者(被保険者)ですか?	加入されていない方はご請求(申請)いただけませ ん。	A S
YES	YES	共済制度の掛金はお支払いされていますか?	掛金が未納の場合、入金の確認ができるまでご請求 (申請)いただけません。	明細表
YES	YES	本請求書(申請書)に貴社の代表者印が押印され ていますか?	押印がない場合はご請求(申請)いただけません。	本請求書
YES	YES	振込先の銀行、支店、口座番号の間違いはありま せんか?	間違っていた場合は振込が遅れてしまいます。	明細表
YES	YES	添付される書類(証明書等)に不備はありませんか?	該当書類に不備がある場合はご請求(申請)いただけません。 添付書類のチェック項目 【見舞金事故通院】 ・診断書又は証明書に通院日数が記載されていますか? ・ケガの原因が記載されていますか? 【見舞金病気入院】 ・「1週間の加療の 見込みを要する 」等の記載	本請求書
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
YES		不慮の事故によるケガの通院又は病気での入院は プラタナス共済に加入いただいている期間中の出 来事ですか?		A S
YES		ケガ(通院)・病気(入院)の発生から3年以内に 請求していますか?	見舞金は、発生日から3年を経過した場合は、支給 規程による時効によりご請求いただけません。	A S
YES		今回請求される病名(又はケガ)と同じ病名(又は同じ原因によるケガ)で過去にご請求されたことはありませんか?	過去に同一の病気入院又は同一の原因により受傷したケガの通院で請求したことがある場合は、ご請求いただけません。 但し、同一の病気入院でのご請求に限り、過去に請求いただいた入院日数(30日未満)と今回の入院日数を合算して30日以上になる場合は、差額分を支給いたします。	A S
	YES	結婚・成人・出生はプラタナス共済に加入いただ いている期間の出来事ですか?	プラタナス共済に加入期間中の結婚・成人・出生に ついてのみ申請いただけます。	A S
	YES	結婚・成人・出生の発生日から1年以内に申請していますか?	祝金は、発生日から1年を経過した場合は、支給規程による時効により申請いただけません。	A S
	YES	加入者(特に女性の被保険者)が結婚され、申請 書類を提出する際、被保険者内容変更の書類も一 緒に提出していますか?	氏名の変更手続がお済みでない場合、被保険者内容 変更通知書をご提出ください。	A S
	YES	プラタナス共済の加入者(被保険者)になって 6ヶ月を経過していますか?	お祝金申請の場合は、新規加入後6ヶ月の加入期間が必要となります。 増口されたお客様 増口後、6ヶ月を経過すると増口後の契約が優先されます。(6ヶ月未満で申請された場合は、増口前の契約が優先されます。)	A S
	YES	申請書に記載していただく口座は、現在の掛金の 振替口座と同一になっていますか?	祝金の振込先は、現在の掛金の振替口座を必ずご記 入ください。	A S

ずべてヂェック(YES)がつきましたらご請求(申請)ください。